

別表（第3条関係）

補助対象 経費	<p>食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するために必要となる経費 例：需用費（食糧購入費）、委託料等</p>
補助金額	<p>補助対象となる介護施設等ごとに、補助対象経費の実支出額と次の基準額とを比較して、少ない方の額を補助金額とする。</p> <p>なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p><基準額></p> <p>(1) 介護老人福祉施設・・・・・・・・・・1施設につき、18,000円×定員 (2) 介護老人保健施設・・・・・・・・・・1施設につき、18,000円×定員 (3) 介護医療院・・・・・・・・・・1施設につき、18,000円×定員 (4) 地域密着型介護老人福祉施設・・・・1施設につき、18,000円×定員 (5) 短期入所生活介護事業所・・・・・・1施設につき、18,000円×定員 (6) 養護老人ホーム・・・・・・・・・・1施設につき、18,000円×定員 (7) 軽費老人ホーム・・・・・・・・・・1施設につき、18,000円×定員</p> <p>※ 定員は、令和7年4月1日時点の定員とする。</p>